

第6回 発達障害者支援研修：指導者養成研修パートⅠ

1. 目的

厚生労働省は各地域における発達障害の早期発見・早期支援のための体制整備及び適切な事業実施を推進するために、「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の実施要綱を定め、平成28年度から各都道府県・指定都市において関係団体等と連携の下での研修の事業実施についての通知を発出した。本研修は、都道府県における発達障害支援の拠点医療機関の医師等を対象として、研修修了後に指導的な立場から、各地域におけるかかりつけ医などに対して発達障害支援に関する情報や技能を伝達する講師となれるよう包括的な知識を習得することを目的とする。指導者養成研修パートⅠからパートⅢまで参加することにより、発達障害の医学的支援に関する考え方・知識等を一通り学ぶことが出来るようにカリキュラムが構成されている。なお、受講者は事後アンケートへの回答を必須とする。

2. 対象者

病院、保健所、発達障害者支援センター等に勤務し、発達障害の臨床・支援に5年以上関わった経験を有する医師あるいは医療関係者（保健師、看護師、公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、精神保健福祉士、作業療法士、社会福祉士、言語聴覚士、薬剤師等）の中で特に指導について責任的立場にある者。なお、自治体（都道府県、政令指定都市）において、行政的な立場で地域の研修実施に携わる者もしくは発達障害者支援センター職員の参加も可能である。

3. 研修期間

令和7年6月25日（水）から令和7年6月26日（木）まで

4. 研修主題

かかりつけ医講習講師として絶対に必要な知識のアップデート

5. 課程内容（予定）

（時間）

- | | | |
|-----|------------------------------|-------|
| （1） | かかりつけ医が知っておくべき発達障害児・者の行政施策 | （1.5） |
| （2） | かかりつけ医研修に求められること | （1.5） |
| （3） | かかりつけ医が知っておくべき発達障害の疫学 | （1.5） |
| （4） | かかりつけ医が知っておくべき発達障害の医学的理解 | （1.5） |
| （5） | かかりつけ医が知っておくべき発達障害の診断 | （1.5） |
| （6） | かかりつけ医が知っておくべき発達障害に対する療育 | （1.5） |
| （7） | かかりつけ医が知っておくべき発達障害に対する薬物療法 | （1.5） |
| （8） | かかりつけ医が知っておくべき発達障害支援における地域連携 | （1.5） |

合計 12 時間

6. 定員

50 名（応募者多数の場合は選考することがあります）

7. 申込方法・期間

自治体推薦（自治体ごとの推薦人数に上限はありません）

令和7年4月7日（月）～4月30日（水）

※申込方法詳細は、募集要項を必ずご確認ください。

8. 受講料

無 料

9. 会場

オンライン